

全国民闘連ニュース

第44号

1990年4月1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F 8号 Tel 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997



文部省競技スポーツ課長に思いを訴える朴在鎬君

大学生・成人の 国体の国籍条項撤廃を 文部省へ申し入れ

昨年の石川県民体育大会のボート競技で優勝しながら、北海道国体への出場を認められなかった金沢大学生の朴在鎬君が四月一〇日、文部省への申し入れを行った。

当日は、一九八一年滋賀国体からの高校生の国籍条項撤廃の際にもご尽力頂いた上田卓三代議士

立ち会いのもと、文部省からは競技スポーツ課長以下四名が出席した。

まず朴在鎬君から経過と切実な思いが語られ、その後、「在日韓国・朝鮮人等定住外国人の国体参加を求める会」代表の田中宏先生と全国民闘連の李仁夏代表の連名で、要望書が手渡された。

競技スポーツ課長は、「誠意をもって検討したい」としているが、結論については「全く白紙の状態」と語っている。
(次面に朴君の手記)

目次

- 大学生国体参加国籍条項問題 一〇三
- 日本航空機内誌に差別表現! 四〇五
- 全国各地の取り組み紹介 六〇一
- シリーズ「補償・人権法を斬る!」 一二一
- 交流「高槻むくげの会の韓国の旅」 一四一
- 三月〜四月のおもな動き 一六

持って

金沢大学漕艇部
朴在鎬



私は金沢に住む、在日三世の一大学生です。入学以来、私は漕艇部に籍を置き、他の部員とともに活動してきました。しかし昨年七月、いわゆる国籍条項により国体に参加できないという事態が起きました。

三年生までは、エイトやフォアという団体競技で試合に出場してきました。大学は、国体よりも全日本に力を入れていたため、この間、自分の「在日」が問題になること

はありませんでしたが、一年間の休部後、五年生になり（一九八九年）やはりボートへの執着は捨て切れず、再びオールを握りました。競

見も参考にし、色々と思いを巡らせてみました。経緯はどうであれ自分が現に住んでいるのはソウルでもビョンヤンでもなく、日本の金沢という土地であり、同じ市民としての義務は果たしている。その意味で自分は石川県民であり、金沢市民だ。国体は地域の代表が競い合う大会であり、国の代表になるわけでもない。よし出よう。このように考えるに至ったわけです。そして、その目標は自分の中で固まりました。

ところが、国体へ在日の高校生が出場していたので大学生や社会人の成年の部も当然出場可能と思いついていた自分に四月頃大変ショックな話をコーチから聞きました。在日の国体参加は高校生に限って可能となっていたのです。しばらく考えたのですが、どう考えてもおかしい。金大ボート部関係者や県漕艇協会（県漕）に事情を説明し納得して頂いた上で六月、県漕と部の顧問教官より日本漕艇協会へ要望書を提出。しかし、七月一六日の国体県予選の出場資格は得られませんでした。ただ、国体県予選は県民体育大会も兼ねていたため、県民体育大会出場という資格で出場し、優勝してしまっただけです。普通なら国体予選通過となりますが、諦めるつもりでした。しかし、「強引に出場させてしまう手もあるのでは」という声を耳にし、県漕に再度お願いしたわけです。結局ダメでしたが……

その後一ヶ月ほどは悶々と過ごしてしまいまし

予選の前日まで希望を

た。そのうち、九月三日から北海道国体が始まり、私の後輩や他の人々が出場し、私が予選で一位のとき二位だったH氏は大活躍され、北海道国体で三位に入賞しました。H氏はスカル歴も長く、以前の沖縄国体でも四位で、このシーズンの私の目標でした。予選では、H氏に勝ったのに……そして彼が三位になった。単純な自分には無念さ、やるせなさが込み上げ、ぶつけようのない怒りは頂点に達しました。(本来、実力がどうであれ、出場資格が与えられないこと自体に怒りをぶつけるべきなのですが)

もう一年?との思いが次第に強くなり、その思いを部関係者に話し、同意を得て、同年一月一日金大漕艇部より国体

の主催団体の一つである日本体育協会(日体協)会長宛、国籍条項撤廃の要望書を提出(郵送)しました。一方の文部省へは大学への配慮からしばらく後に送ることにしました。この間、県漕は独自の判断で、やや主旨は異なるのですが、国籍条項の件を討議するよう上部組織へ要請していたようですが、そのみでは時間がかかり過ぎ、本年出場したい私は、直接日体協へと急いだわけです。この間、討議が日体協の傘下の日本漕艇協会で行なわれていると、県漕等を通じて知らされています。しかし、回答については今年二月に出した督促状に対し電話連絡があったのみで、日体協等からの積極的な回答は三月末の現在でも来ておりません。

今後のことについては最終決定権のあると思われる文部省へ直接出向き要請することが必要ではないかということになりました。

以上が事実経過です。ここでは書き切れなかったその時々自分なりの考え(単純ではありますが)が……などを記そうとも思いましたが、次の機会にしたいと思います。

今年、私は大学六年となります。来年四月の国家試験を控える受験生の身です。練習量は昨年の三分の一となり、県でのライバルも増えます。競技面でもこれまで頑張れるか分かりません。加えて国籍条項という大きな壁が立ちはだかつています。しかし、自分の競技生活締めくくするため、又、市民としての当然の権利

を得るため、国体出場を果たすという希望は予選の前日まで持ち続けようと思っています。万が一、結果的に出場できなくとも、次に続く後輩たちにも、次に続く後輩たちにも期待することにしようとも考えています。

私が、自身の問題を解決してゆくことが、在日韓国・朝鮮人問題をはじめとする未だ日本社会にはびこる様々な差別的撤廃へのひとつのきっかけとなり、一助となることを願ってやみません。



JAL機内誌「ウインズ」に 差別表現(「鮮人」)発覚!

事実確認会開催と確約



しくない。自由意志でや
って来たかのような「渡
来」も然りである。

何故このような差別語

が今日においても横行す

るのか、また、日航関係

者が気付かなかつたのは

どうしてなのか問題で

ある。

かつて、日本政府は朝

鮮を植民地支配したこと

に対して、一度たりとも

その責任を明確にしたこ

とはない。そして、日本

人の一人ひとりにとって

も、その問題はいまい
なまま、今日に至ってい
る。その結果、植民地時
代における支配者の意識
がそのまま受け継がれ、

際、この表現に気付いたとい
う。

問題の表現は同誌の国内線
版二月号の「日本人のかん

の案内2・唐津」と題したコ
ピーライターが書いた一文。

陶器の里、佐賀県唐津市を紹
介する中で、見出しや本文に

「帰化鮮人」「鮮人陶工」と計
四回出てきた。

鄭さんらは「鮮人」は差別
的表現。「帰化」という言葉も

強制で連れて来られた人たち
には不適当だ」として、文書

や口頭で指摘した。

これに対し、日航文化事業
センターの山本伸也部長は

「地元では一般的表現と聞い
たのでそのまま掲載したが、

不注意だった。不快の念を与
え申し訳ない」として、五月

号でおわび訂正をすることを
決めた。

鄭さんは「これらの言葉で
差別された記憶のある韓国・

朝鮮人には、極めて不愉快な
表現だ」と話している。

日航の機内誌に差別表現

手記 日航

【神戸】日本航空が客席に「
置いている機内誌ウインズ」
(発行・日本航空文化事業セ
ンター)の記事中に、豊臣秀

吉が文禄・慶長の役で朝鮮半
島から連れ帰った陶工を「鮮
人」と記述していたことが分

かり、神戸大講師らが十七日
までに「差別的表現だ」とし

て訂正を申し入れた。日航側
は全面的に非を認め、近くお
わび訂正記事を掲載する。

指摘したのは神戸大非常勤
講師の鄭早苗さん。『朝鮮
古代史』と、関西大非常勤講

師の趙博さん『『教育史』
から、鄭さんらは今年二月、そ

れぞれ日航国内線を利用した

(株)日本航空文化事業セ

ンター(守屋徹代表)が

発行する機内誌「ウイン

ズ二月号」に「鮮人」と

いう差別用語が数ヶ所に

わたって使用されていた。

「ウインズ」は、国内線

の全ての座席におかれ、

同機を利用する人なら誰

でも読むことができる。

(毎月二〇万部発行!)

大阪民関連は、三月一九

日付けで、日航本社、大

阪支社、日航文化事業セ

ンター宛に抗議文を郵送

し、①謝罪と反省②民族

差別に関する研修③話し

合いの場の設定を要求し

た。

問題の記事は、一六〇

ページから一六三ページ

「日本人のかんの案内

二」でやきものの里唐津

を紹介するもので、「帰

化鮮人」「鮮人陶工」と

いう言葉が使われている。

「鮮人」という言葉が、

単なる略称でないのは歴

史を見れば明らかである。

一九一〇年の「韓国併合」

以前は、「韓人」という

略称はあっても、「鮮人」

ということばは使われて

いない。「併合」以後、

日本の支配層によって意

図的に導入され、マスコ

ミ等で「鮮人」に統一さ

れていた。一九二三年

の関東大震災の時、「不

土と炎の魔道をさまよう

玄界灘に面したやきものの里・唐津は、いにしえより、大陸への湊であった。記紀が伝えるところでは神功皇后の新羅出征、室町期には松浦(末羅)党をはじめとした海賊たちによる倭寇、そして、別名「やきもの戦争」とも呼ばれる、太閤秀吉による文禄・慶長の役、数々の戦いの狭間で、名も無き帰化鮮人たちの多くの命は、土となり炎となって古唐津へと昇華していった…。



「ウインズ」は毎月21万部発行されている

160ページのリード文より

戦後四五年が経過した今でも「鮮人」という言葉が使われたのである。

日本航空はまさに諸外国との窓口である。その

社会的な影響力を考えると、民族差別の研修を含めて、今後の取り組みを強く迫っていかねばならないだろう。

日航側と事前折衝を行い、事実確認会と抗議集会の設定を確約

四月二一日、衆議院第二議員会館で日航側と事前折衝を行いました。

日航側からは、日本航空文化事業センターの守屋代表、日航本社の河野取締役以下四名が出席しました。

席上、日航側からは、「ウインズ」誌上での謝罪文の掲載、韓国・朝鮮問題の特集シリーズの企画、管理職研修の実施などの今後の施策が示されました。

しかぬ、「在日」に関する視点が十分とは言え

ず、結局、後日に事実確認会を行い、その差別性と問題点を明らかにした上で、今後の方策を検討していくことになりました。



各地の取り組み紹介



福岡教員国籍裁判と3・1文化祭

福岡 周人植さん

教員国籍条項撤廃訴訟は、提訴から一年を経た現在で、まだ四回の口頭弁論を終えたに過ぎませんが、被告(福岡県教育長)側は「既に主張は済

んだ」というようなことを述べており、今年の夏くらいにも被告側の証人尋問が始まりそうです。その前に、被告の主張する「当然の法理」論を打



ち崩すための学習会を、三月一〇日に田中宏氏を招いて一日がかりで行いました。その内容は、四月一七日一〇時からの第五回口頭弁論で提示される予定です。客観的にみても、私たちの主張は絶対勝てると思っています!

三月三・四日の二日間福岡市内で「三・一文化祭」を開催しました。在日の若い世代が主体となり、北も南も関係なく、「ひきつこう三・一精神」とりもどそう民族の誇りをテーマにしたものです。福岡には全国で七番目、約二七〇〇〇人の在日が居住しているのですが、そのほとんどは日本社会との、あるいは民族団体の中で影をひそめて暮ら

しているのですが、そんな大人たち、子どもたちに、もう一度「民族」をみつめなおすきっかけにしたいということで始めた文化祭でした。両日で参加者は延べ八〇〇人くらいで、内容面にしても講演、シンポ、地域実践発表、コンサート、農楽など、なかなか充実したものだったと思います。自分でやって言うのも何ですが、「すごく感動しました。」

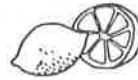
この三・一文化祭を来年以降も続けていこう、そして地域の中へ入っていこう、そんな思いを強くさせる文化祭でした。来年は、全国の皆さんも是非お越しください!

岡山の「動き」

民族差別を許さない!

おかやま共に闘う会

姜 博さん



倉敷市は、岡山市に次いで在日韓国・朝鮮人が多数居住しており、水島という全国有数の密集地を抱えている。この市議会では、この程社会党の徳永正樹氏が、約四五分間にわたり、「在日韓国・朝鮮人の住民としての権利と民族差別」について質問を行った。韓国・朝鮮人の権利と差別について議会で質問が行われるのは、最近例がないと聞き、深く自省している。

徳永氏には、その努力に深く感謝したい。

もうひとつ会のメンバーである石田米子氏の労をねぎらいたい。このほど発行された「岡山市部落解放研究所紀要」第七号に、「在日外国人の住民としての権利」という岡山の現状と問題点について自らの立場を明らかにしつつ見解を発表している文章を載せている。本人は、「共に闘う会の共同作業のひとつ」としているが、独力で地道に執筆されたこの文章の意味を大切にしたい。

四月二十九日に映画会を予定している。サハリンの韓国人残留問題を描いた「忘却の海峡」とおなじみの「指紋捺拒否」である。午後一時から、

岡山総合福祉会館(岡山神社そば)です。

倉敷市の高校生サークルで、強制連行や水島地区の亀島山のトンネルの調査がこの数年間行われている。この程身元の判った韓国人の遺骨を韓国へ高校生と先生が送り届けるという。岡山では画期的なことである。よく見えないが何かが動いているのかもしれない。

ネットワーク!在日テレホン

大阪民連連青年部

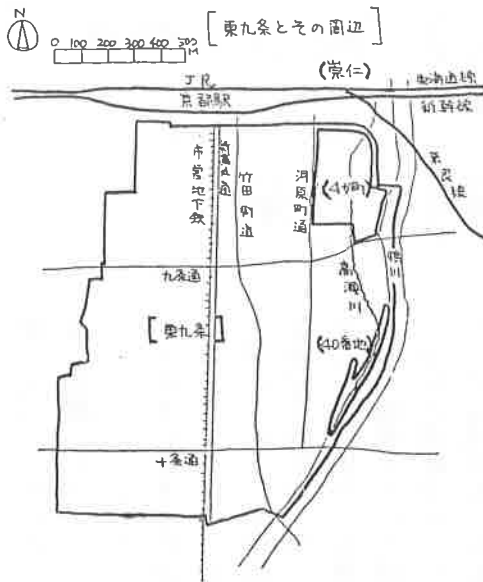
梁 堯さん



大阪民連連青年部では、就職や結婚などで差別を受け、たった一人で悩んでいる同胞青年の声に耳を傾けようと、ネットワーク「在日テレホン」を実施します。実施期間は四月三日(土)九月二五(日)で、毎週火曜日、午後八時(一〇時)まで大阪民連連事務所(☎06・972・1608 FAX06・973・5666)で電話相談を受けます。又、六ヶ月の実施の後、報告書を作成し、在日の若い世代の実情について明らかにし、今後の民族差別撤廃運動に役立てようと考えています。

実施に至った理由は、昨年、四月に安中同胞親睦会青年部が相談電話「在日韓国・朝鮮人青年の

悩み一〇番」を開設し、大変好評であったこと、又、その電話相談を通じて、私たちの活動に参加し、差別から逃れるのではなく、差別と闘う生き方を目指す青年が増えたことなどがあげられ、今度は府下レベルで行おうという声が高まり、実施の運びとなりました。私たち青年部のメンバーが四班にわかれ、電話相談に応じますが、その電話相談を通じて、私たち自身が、今まで、知っているようで知らなかった一人ひとりで悩む同胞青年の実情を理解し、より広いネットワーク作りを達成することを目指しています。



京都東九条で マダン劇を上演!

ハンマダン 朴 実さん

みなさん東九条という地名をご存じでしょうか。JR京都駅南側一帯、三小学校区を東九条と言いますが、狭い意味では、東は鴨川、西は河原町通りに挟まれた南北の地域、五町を言います。(地図参照)(行政はこの一つ松の木町四〇番地を河川敷の「不法住宅」とし、除外しています。)ここは京都で最も多く在日朝鮮人が居住していると

ろで、住民の約三割が朝鮮人です。この一帯では、朝鮮語と日本語がチャンボンになった、在日語とも言える独特な言葉が交わされ、朝鮮の食品を扱っている店も多くあります。地域の小学校では、二校に民族学級が二学級ずつ設置されています。この東九条がこの数年、市の南部再開発事業とからんで、地上げの危機に瀕しています。駅から真近ということで、大手資本が介入し、悪質な地上

来月30日、南区のアマ劇団

わが町の土地買い占め 創作劇で告発

住民の苦悩リアルに
「マダン劇」形式で上演

「マダン劇」形式で上演

住民本位の街作りが呼びかけられています。私が参加している民族民衆文化運動「ハンマダン」も、この東九条での土地問題を地域の人々とともに問い直そうと、マダン劇を京都で公演することになりました。東九条地域以外の人達も是非見に来てください。そして共に同胞集住地域の今後のあるべき姿を考えたいと思います。

げ屋や、ブローカーが横行し、あちこちで家が壊され、立ち退きを迫られています。これに対し、地元住民らで「東九条を守る会」が昨秋作られ、

開催催西女頂

主催・「東九条マダン劇を見る会」実行委
日時・五月二日 七時開場 七時半開演
場所・京都大学西部講堂
入場料・一〇〇〇円
連絡先・ハンマダン事務局

〇七五・六八二・二五二九

呉市の民族 学校を守る闘い

呉 横間洋海さん



呉市には、全国で最も小さく、(恐らく)最も長い歴史を持つ民族学校・広島朝鮮第二初級学校があります。民族学校閉鎖

令等の様々な弾圧にも一切屈せず、呉の同胞の手で、創設以来一日も休まず、営々と守り育てられてきた誇るべき学校であり、民族教育のみならず、民族解放運動の拠点としての役割を果たしてきた学校でもあります。

しかし、厳しい排外・同化政策のもとで民族教育権が侵害され続け、呉でも民族学校に対する有形無形の差別的迫害が強化され、かつては一〇〇名近い児童を擁していた第二初級学校も、現在、わずかに一三名の児童しか通っておらず、学校の存続そのものすら危



惧されている現状です。私達は、第二初級学校の現状の克服をめざし、数年来、呉市行政からの助成金獲得のための取り組みを進めてきました。その結果、三月の定例市議会で、年間二〇万円の助成金(運用条件無し)が承認され、ようやく第一歩が踏み出されること

になりました。そして、三月二七日の呉市教委との話し合いでは、民族学校に対する呉市教育施設の無料開設も約束されました。これを踏み台に、私たちの民族教育保障の闘いを一層強めていきたいと考えています。

姫路市教委交渉

姫路在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会

浅見国安さん



四五万都市、姫路市(兵庫)には、現在 七九〇〇人の在日が居住しています。しかし、これ程多くの在日がいながら、

姫路には民族差別と闘う運動も少なく現在まで表面だった動きもあまり見られておりません。一般的に保守的と思われる市民意識の上にあぐらをかいている市行政も全般にわたり在日の問題や民族差別について、ほとんど無知、無理解です。私達が在日の教育について市

教委に申し入れをしたとき(八九年八月)も、いきなり差別発言(北鮮)でもってでしか対応しなかったし、在日児童・生徒の実態など、とにかく無関心。他人事。以後、私達との交渉が続けてはいるが、市教委は一貫して迷惑顔。意見を聞くぐらいいはしてやるが、

「やるのはこっちだ」式の傲慢なる権力的行政。市内の公立学校に在籍している朝鮮人の子どもの数さえ公表をしふっている始末。「教育行政としての主体性」なる言葉をその意味もわからずもてあそんでいます。



市教委(教育行政)にしてこれです。他は想像できるでしょう。市教委に対しては、怒りを内に秘めつつ粘り強くおつきあいを持続させて貰おうと思っています。又、日常活動を活性化し、市内の在日への呼びかけと私達の会の強化を目指したいと切に願っております。

荒川区教委の相次ぐ問題発言

東京考える会
塩崎弘志さん



「第二国人」発言以来

七年に及ぶ長く苦しい区教委交渉を続けてきたが、二年数ヶ月ぶりに交渉に応じた荒川区教委、その相も変わらぬ対応ぶりに一同改めて道の険しさを実感した三時間半の春の宵。全国の仲間のみなさんに注目すべき区側の問題発言を二つ紹介します。△交渉団側Vどうして在日韓国・朝鮮人の子どもにまで君が代を歌わせ「国歌」として尊重させた

りしようとするのか?

△区教委指導室長Vだつて(区内の学校は)日本人の学校ですから、それは当然ですよ。

エエッ!という感じ。

本人は、日本に存在する、日本の国が創って運営している学校だから、とても言うつもりだったのだろうが、これでは、韓朝鮮人の子は、学校に来るな、ということになるのに、この発言の誤りに気付き訂正するまでに数分を要したのであった。

もう一つ。

△在日韓国人教員のPさんV韓国人の子に君が代を歌わせ、日の丸に敬意を表せ、というのはおかしいではないか?

△区立M第二中教頭VPさん、そりゃあ日本の国

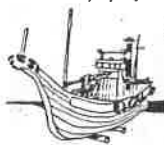
に対する「内政干渉」というものですよ。

またまた、エエッ!

区教委に採用されたPさんの教員としての存在がそれでは「内政干渉」そのものという事になるではないか!(さすがにこの発言については、区教委は調査を約束した。)

地域の中で思うこと……

川崎ふれあい館
金秀一さん



ふれあい館設立から二年の月日があっという間に経ちました。当初は一部地域の反対の中でのス

タートとあって事業展開等にも気を遣いました。

この二年、民族差別と闘う営みをふれあい館として、何が出来たのかとよく考えます。

現在、ふれあい館は、識字学級・ハンゲル講座を初めとする各種講座・子ども達の出入りが絶えない児童館活動などの主催事業と、地域の人達が自由に使える貸室など、様々な人達が利用しています。その意味では、地域の会館として「認知」されつつあります。来館してくる人達は、青丘社桜本保育園の施設だけの時よりも確実に幅広くなってきました。

最近、地域の社交ダンスの練習で来た人(ふれあい館設立時反対派だった人)の会話の中にこんなことを耳にしました。「ここは人権やっているところだから、大事にしてくちやだめよ」(全体の会話の身がよくわかりませんが)。卓球しに来ている人がふれあい館の識字学級がテレビ放映されてるのを見て、「大変良い事ですね。私たちも色々勉強したいわ」と言っていました。識字学級にきていたあるハルモニが「ふれあい館はムグンファ」と形容しました。そしてその花が全国各地に咲いて欲しいと。

ふれあい館三年目、地域でますます「ムグンファ」の花があでやかに咲いて欲しいものです。

芦屋市と差別落書で交渉!

芦屋市民の会

辻本久夫さん



一九八五年の西宮での韓国籍高校生の自殺。一九八六年、たった一人で芦屋での地域運動を始める。八六年三月より年間一〇回の学習会を始め、この三月で三七回となった。一方、四月には芦屋市に「教育方針」を求めて要望書を出す。話し合いは中断したまま。この間、朝鮮学校へ通うオモニ達と出会い、奨学金申請運動を始める。八七年一月に正式に受理され、全国に報道される。

また、小学校入学を心待ちにしていたオモニとも出会い、就学案内を要望。八七年一〇月に実施される。

また、「外国人入学願書」「国保異動届(外国人所帯用)」等の差別的文書の撤廃などをしてきた。

こういう地域での運動をしていく中で、八九年の全国的な朝鮮人いじめの状況下、芦屋市内でも同年一二月始め、児童公園のベンチに「〇〇〇〇チョーセン」という落書きが発見され、私にも連絡があり、現場立会いを行う。以後、この件について市側との話し合いを要求するが、「検討中」として三ヶ月余り。市内の人達に抗議の手紙、電話をしてもらい、やっと三月の末に初めての話し

合いが持たれた。こっちは、芦屋在日朝鮮人教育を考える会に集まる日本人、韓国・朝鮮人のメンバー。それに兵庫民闘連のメンバー。

市側は、課長三人、他二人が出席。市の説明では、落書きされた人物のこと、在日外国人の担当課(窓口)を今回初めて設置した等であった。質問に答えて、過去五年間

市・市教委には、民族差別の報告記録がないという。思わず、出席していたオモニからは「あんたらは、何もわかっていない」等の厳しい訴え。今後の話し合いについても、何とか継続していく約束でその日の初めての話し合いを終えた。次は、五月末とのこと。気長に頑張っていきたい。



シリーズ「“補償人権法”を斬る！」

—法による差別規制は必要!!—

丹羽雅雄弁護士



「補償・人権法」へのコメントをシリーズで紹介いたします。今回は入居裁判でお世話になっている丹羽雅雄弁護士にお話を伺いました。

人種差別撤廃条約の早期批准を!

「補償・人権法」を考

える上で、大前提としてあるのが、人種差別撤廃条約を日本政府が批准していないことについてどう考えるのかということです。国連加盟国の4分の3以上が既に批准しており、今や国際慣習法化しているこの条約を批准していないのは、国家の人権に対する怠慢としか言い様がない。

差別は、人間に対する犯罪であり、冒瀆です。そう考えれば、差別を無くするための法的しくみとして、人種差別撤廃条約を批准し、差別規制を国内立法化することは当然のことです。先進諸国の中でも、フランスの人種

差別規制法、イギリスの人種関係法、アメリカの公民権法などがあり、政府の義務として考えられています。

植民地支配への謝罪は不可欠の視点

総則の部分で植民地支配に対する謝罪と責務が条文化されていますが、これは、問題を在日韓国・朝鮮人に関わるものとして捉えるだけではなく、日本人一人ひとりのありようを問いかけていくものとして捉えるために、非常に重要な意義があると思います。戦後責任を放棄してきた歴史を見つめた上で、新しい社会を作るという視点が基本的には必要です。

いくら法律ができて中身がなければ日本社会

にとつては意味がありません。謝罪が法文化という形で提起されたことを受け止めていく必要があると考えています。

特別永住権の無条件付与は当然

昨年、入管法が改定されましたが、これは、在日韓国・朝鮮人の歴史性を無視するものであり、歴史性と生活実態に規定されるはずの法的地位を不安定にするものです。歴史性と実態を反映させた特別永住権の設定は当然であり、同じ歴史と実態を有する人々に対して無条件に付与することも当然のことと思います。

また、在日韓国・朝鮮人の人権、法的地位を整備するということは、定住外国人、外国人労働者

の問題解決の前提です。
その基礎であり、出発点
だと思っています。

二一条で定住外国人への
特別永住権の準用が定
められています。五
年以上日本に在住する者
の申請」という要件は基
準として適当であると思
います。ただ、帰化と特
別永住権のどちらを選
択するかは当事者の判断で
す。

規制立法の明確化が 必要

差別規制については、
法案では、第一二条の一
項に「(雇用及び労働に
関する)違反に対する規
制措置」という表現が見
られるだけです。民闘連
が差別規制に否定的な見
解を持っているわけでは
なく、議論の過程である

とのことですが……

「差別は犯罪である」
という社会意識があれば
規制には誰も反対できな
いはず。

表現の自由の問題との
関連で言えば、国家を媒
介とする規制は表層的な
部分に限るというのが本
来のあり方とされていま
すが、現代社会のような
構造的な差別があるもと
では、法による差別的禁
止や規制は必要だと思
います。

もちろん、そのために
は、「国家」と「自由」
の本来の緊張関係を常
に意識し続けることと、
厳格な立法化、厳格な罪
刑法定主義の徹底が不可
欠の条件となりますが、
精神的自由・政治的
自由の法文化は？

一九七〇年代の度重
なる入管法改悪反対運動の
争点は、在日外国人の政
治活動の自由の問題でし
たが、この問題をもう一
度、社会構成員としての
在日韓国・朝鮮人という
視点から捉え直していく
必要があるように思いま
す。

自由権の中でも、精神
的自由や表現の自由が最
も保護されているのは、
社会の主権者たる市民が
自ら民意を形成し、自ら
権利を守っていくことが
民主主義の一番の根幹で
あると考えられているか
らです。自由に考え、自
由に語り、自由に政治活
動を行うことが保障され
ねばなりません。参政権
の前提と言っても過言で
はないと思います。

それをベースにしなが
ら、地方自治の参政権、

国政参政権へという流れ
になるのではないでしょ
うか。

自由に物が言える状況
下で、市民が反差別の世
論を起し、国や行政の
規制措置がそれとつなが
って初めて、差別解消の
道が開けるのだと思いま
す。

最後に

日本人の立場からする
と、国際化としきりに言
われていますが、「補償
・人権法」のようなもの
が、在日韓国・朝鮮人の
側からつきつけられたこ
と自体が、日本人の権意
識の低さを見せつけられ
た思いがします。本来な
ら、政府や国会こそが、
自らすべきことであるの
に……。情け無いことだ
と思います。



交流の広場



高槻むくげの 韓国旅行



吉崎篤志さん



嬉しそうな吉崎さんと梁女史

三月二〇日から二三日にかけて在日韓国・朝鮮人問題学習センター企画の「韓国歴史ツアー」に若手活動家研修をかねて行って参りました。

参加者は、総勢二〇名。オムロンから企業研修として参加された竹内氏、菅本氏、むくげの会ハングル講座から中西氏とその友人、高槻で障害者運動に関わる女性、そしてむくげの会若手活動家三名と私が、先発組の洪仁成氏、千葉県立衛生短大助教授の福岡安則氏、八尾出身の韓国への留学生李福美さんとソウル空港で合流、ガイド(というより通訳、講師先生)の梁嬉貞(ヤン・ヒジョン)女史にアンニョンハシムニカしたのでした、

一日目は、国立中央博

物館(旧総督府)、安重根義士記念館を見学しました。

梁女史は私達の異様な雰囲気にも驚き、「地名、人名はハングルで、年号は西暦で、日本の一般客用に配慮した説明でなく、日本や在日に対する韓国民衆の率直な思いを伝えて欲しい」という我々の要求に再度面喰らっておられたでしょう。



二日目は民俗村と独立記念館を見学。「ガイドの仕事は欧米が二割、日本人が八割。四年間この仕事をしていて独立記念館に日本の団体を案内するのは初めて」という梁女史の言葉を聞いて複雑な思いをしたのは私だけではなかったでしょう。

三日目は古都慶州へ。前日から、この異様な集団にも馴染み始めた梁女史、ガイドの内容も変化してきたのです。曰く、「慶州における日本軍の遺跡の盗掘が韓国古代史研究に与えた損害は大きいのです」等々……

二日目まで予定通りの行動をしてきたもののこの辺りから「むくげ」らしき出てくるのでした。それは、梁女史の提案から始まりました。

「博物館はやめて、人

々の暮らしぶりに触れられるところに案内しましょうか」ということで、ある家の門をくぐり、八〇才前後のハルモニとの交流をしたのでした。

更には、プサンの宿へのバスの中で、「今『マルタ』という中国映画が上映中ですが、見ておくことも勉強になりますよ」との提案に願ってもないと乗ってしまいました。

宿に荷物を置き、夕食後チャガルチ市場など自由行動した後、九時から全員で「マルタ」を見にいきました。「マルタ」という題名は、関東軍の細菌部隊だった七三二石井部隊が、人体実験にする中国人をさして言った所から付けられました。残虐行為が映像の中で次々と描き出されます。独立記念館でもそうでし

たが、日本人が過去において行った行為の償いを日本側から何もしてこなかった事への憤り、そして、親や祖父の世代がその責任を放棄し続けたことを許さないためにも、同じ歴史を背負う日本人として、事実を知り伝え、今なお存在する偏見や不平等をなくしていかなければ、と改めて考えたのでした。こうして韓国歴史ツアー



ーの最後の夜も終わりました。(それから始まる人もいました)

二三日は、再度、市場で買物にチャレンジ。一時発のKALで、思い出深い韓国にアンニョンヒケシブシオしたのでした。

今回のツアーは、予定変更に次ぐ変更で、昼食を取りながら午後の行き先を決めるという臨機応

変というか、迷惑千万なものでしたが、「こんな旅行は初めて!」「また企画して欲しい」という声があったこと、若手が「来年も行こう」という気持ちになったことは成果であると言えます。

ガイドの梁嬉貞女史と知り合えたことも今回のツアーの成果です。在日の状況など詳しく知りたということ、さっそく「補償・人権法」の本を送らせてもらいましたし、「私のほうが色々と学びました」と梁さんか

らは、ソゴ一〇個がむくげの会にプレゼントとして送られてきました。韓国ツアーをされる方は、是非「世韓旅行社」の聡明で端麗な梁嬉貞氏を指名されることをお勧めします。

最後に、最入国許可の実現のため援助していただいた方々、そして、前日まで参加者の確定ができず、多大な心労をおかけした朴君愛さんをはじめ学習センターの方々に心からお礼を言いつつ筆を置きたいと思います。



< 3月以降のおもな動き >

- | | | | |
|-------|---|-----|--|
| 3 / 2 | 入居差別裁判第5回公判(大阪) | 2 8 | 差別落書きについて芦屋市と交渉
(芦屋市民の会) |
| 1 0 | 福岡教員国籍条項裁判学習会
(福岡) | 3 0 | 県立川崎高校独自の「在日外国人
生徒教育基本方針」策定(川崎) |
| 1 1 | 兵庫考える会セミナー | 3 1 | 第105回民関連全国代表者会議
~4 / 1(兵庫) |
| 1 3 | 韓国国会〔外務統一委員会〕で
「'91年問題」に関する公聴会 | 4 / | 神奈川県教育委員会「在日外国人
(主として在日韓国・朝鮮人)に
かかわる教育の基本方針」策定 |
| 1 4 | 韓国国会外務統一委員会「'91
年問題」対日決議 | 3 | 「在日韓国・朝鮮人の人権保障を
考える市民集会」(神奈川民関連) |
| 1 6 | 韓国国会第148回臨時国会にて
「対日決議」採択 | 3 | 第3回入居差別裁判弁護団学習会
(大阪) |
| 1 9 | 韓日アジア局長第2回非公式協
議(東京) | 3 | 在日テレホン開設
(大阪民関連青年部) |
| 2 0 | 横浜市議会、信愛塾に財政支援
を議決・採択 | 5 | 「カナダ日系人戦時賠償学習会」
(神奈川民関連) |
| 2 1 | 「なくせ十六歳指紋!勝ちとろ
う外登法抜本改正、九州、山口
決起集会」(福岡) | 7 | 韓日アジア局長クラス非公式折衝
(東京) |
| 2 2 | 韓国原爆被爆者協会、日本政府
の補償を求めて、ソウルで初の
デモ | 1 0 | 川崎信用農協差別事件第4回事実
確認会(共闘会議) |
| 2 5 | 「パネルディスカッションー外
国人労働者受入れー是か非か」
(大阪弁護士会) | 1 0 | 大学生国体参加国籍条項問題、文
部省へ申し入れ(国体参加を求め
る会) |
| 2 6 | 「在日外国人教育基本指針」答
申(八尾市) | 1 1 | 日航機内誌差別事件について折衝
(大阪民関連) |

全国民関連ニュース購読者募集

「全国民関連ニュース」は第42号から月刊となりました。これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、財政問題も重要な要素であり、多くの方々のご協力を得て、初めて成り立つものと言えるでしょう。是非とも継続して御購読いただきますようよろしくお願いいたします。

<購読料> 年間 3000円

送金方法 郵便振込 「大阪 9-76163」
「民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ> 大阪民関連 ☎06-972-1608

神奈川民関連 ☎044-288-2997

なお、別途に、大阪民関連・神奈川民関連は、運動維持のため会員制度を設けています。各会員には「全国民関連ニュース」(購読料不要)の他に、それぞれの地域の取り組みの御案内をお送りいたします。是非、地域運動を支えるために御入会していただきますようお願いいたします。詳しくは上記<お問い合わせ>先まで。